

「災害時要援護者登録制度」について

健康福祉課 ☎0738-23-5645

知っていますか？「災害時要援護者登録制度」

「災害時要援護者登録制度」とは、大規模な災害が発生したときに、自力で避難することが困難（災害時要援護者）であったり、避難所などで支援を受けるときに、自身の障害や病状で特に気にかけて欲しいこと（難聴・車椅子が必要・透析など）がある方に、事前に登録をしていただき、支援活動に生かしていく制度です。



ご理解ください！

安否確認や避難誘導などの支援活動に活用するため、登録された情報を地域の自主防災組織、町内会（区）、民生児童委員などに提供することについて、あらかじめご同意いただきます。

なお、登録された個人情報については、市ならびに情報の提供先においても適正な管理を行います。



ご承知ください！

災害の規模によっては、ただちに登録者の元への安否確認や支援活動を行えないこともあります。

災害発生の予想は困難であり、全ての場合に万全の体制がとれるわけではありません。

大災害では、全ての方が、被災者となってしまうこともあります。



登録対象者は？

次の事項に該当し、かつ**自力または家族のみでの避難が困難な方**を対象にしています。

- ① 75歳以上の高齢者だけで構成された世帯に属されている方
- ② 介護保険の要支援または要介護認定を受けている方
- ③ 1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ④ 療育手帳の交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑥ 特定疾患医療受給者証の交付を受けている方

※①から⑥以外で登録を希望する方は、健康福祉課へご相談ください。



登録方法について

登録を希望する方は、市ホームページから御坊市災害時要援護者登録申請書をダウンロードしていただき、必要事項を記入し、健康福祉課へ提出してください。申請書は、1人につき1枚ですので、ご夫婦などで同時に申請をする場合は、個別に記入してください。

また、郵送での受付も行っています。

郵送時の送付先

〒644-8686 御坊市藺350番地 御坊市役所 健康福祉課